鯖江市デジタル人材育成研修業務

公募型プロポーザル審査方法および評価基準

１ 趣旨

この基準は、鯖江市デジタル人材育成研修業務のプロポーザルを実施するにあたり、当該業務の目的および内容にもっとも適した事業者を選定するため必要な事項を定めるものとする。

２ 審査概要

1. 参加資格審査及び提案書の特定に係る審査は、市職員等で組織する、鯖江市デジタル人材育成研修業務プロポーザル選定委員会にて行う。
2. 本プロポーザルに係る選定委員会の委員は次のものとする。
　会長 　副市長 委員 総務部長
　委員 　職員課長　　　 委員 デジタル推進課長
　委員 　デジタル推進課参事

３ 審査

1. 審査基準及び評価の視点は以下のとおりとする。

●予備審査（30点満点）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 評価対象 | 評価内容 | 配点 |
| 実績・体制 | 事業実績 | 業務実績書 | 5 |
| 実施体制 | 実施体制調書 | 10 |
| 価格 | 価格 | 見積書 | 15 |

●本審査（70点満点）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 評価対象 | 評価内容 | 配点 |
| 企画提案 | 提案書評価 | 提案書評価 | 35 |
| プレゼンテーション | 提案内容、研修のデモンストレーション及び質疑応答への評価 | 35 |

1. 「本審査」については各選考委員が採点する。ただし、「予備審査」についてはデジタル推進課が評価点数を算出する。
2. 「事業実績」の評価については以下のとおり
他自治体や民間等での類似研修実績数によって評価する。

|  |  |
| --- | --- |
| 評価内容（契約実績数） | 配点 |
| ５団体以上 | 5点 |
| ５団体未満３団体以上 |  2点 |
| ３団体未満 |  0点 |

1. 「実施体制」の評価については以下のとおり

集合研修時に研修参加者をサポートする支援員数

研修参加者は最大２５名とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 評価内容（支援員数） | 配点 |
| ５人以上 | 5点 |
| ５人未満３人以上 |  2点 |
| ３人未満 |  0点 |

1. 価格の評価点数（以下「価格点」という。）は以下の計算により算出する。
価格点＝配点（満点15点）×（最低見積価格※１÷見積価格※２）
　※１…全提案者中最も低い見積価格
　※２…当該提案者の見積価格
最低見積価格者の価格点は満点となり、その他の者は計算結果に従い、見積価格に応じた価格点となる。なお、算定式による計算結果に小数点以下の端数が生じた場合は、小数点第一位を四捨五入する。
2. 「プレゼンテーション」の評価については以下のとおり

研修デモンストレーションについては、参加者にとってデジタル化および自動化について学び業務に活用できる研修であるかを評価基準とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 評価項目 | 配点 |
| 事業目的の理解と業務遂行能力 | 10点 |
| 熱意や意気込み | 5点 |
| 研修デモンストレーション | 15点 |
| 受け答えの明確さ | 5点 |

1. 選考委員の評価項目ごとの評価点数の合計点を算出し、全選考委員の合計点の平均をもって、企画提案者ごとの評価点数を決定する。
2. 全提案者の中で、「予備審査」と「本審査」の合計の評価点数が最も高いものを第１候補とする。なお、最高得点者が２提案者以上になった場合は、「本審査」の評価が高いものとし、「本審査」の評価点が同じ場合はくじ引きで決定する。
3. 応募が１者であっても審査を行う。ただし、価格に関する審査基準を除くこととする。
4. 評価の最低基準点を６０点（全体の６０％）とし、評価結果が最低基準点を下回る場合は、採点結果の最も高い者であったとしても選定しない。または応募が１者の場合は、配点合計により価格に関する審査基準を除き、その採点結果が５１点未満であった場合は、選定しない。

　４　その他

　　　　応募が１者のみの場合も、審査会は実施する。